

内装制限①

—対象となるもの

「内装制限」とは何か

いわゆる「内装制限」については、建築基準法第35条の2に「特殊建築物等の内装」として規定されている。その基本型は、「……特殊建築物……は、その壁及び天井……の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないようにしなければならない」というもので、「内装」という言葉も「制限」という言葉も用いられていない。

これらの言葉が登場するのは、内装制限の対象について定めた建築基準法施行令第128条の4第4項において、「内装の制限を受ける調理室等」として用語の整理が行われた部分であり、通常用いられる「内装制限」という言葉もここから来ているに違いない。

なぜ内装制限を行うのか

ビル防火理論上、内装制限の目的は三

つあるとされている。第一の目的は、フラッシュオーバー(FO)の発生の遅延である。天井や壁を不燃性のものにすることができ、特に天井を不燃性のものにする効果があることはよく知られている。

FOが発生すると、一酸化炭素や煙の発生量が急激に増加し、室内温度が急上昇して、火災が発生した室から煙や熱気流が建物内に急速に流れ出すので、その室の内部にいる人が危険になるだけでなり、その他の部分からの避難も困難になり、延焼拡大危険も急増する。FOの発生をできるだけ遅らせ、できれば発生しないようになると、そのため内装制限を行うことは、現在のビル防火理論の定番なのである。

第二の目的は、延焼速度の遅延である。火災になつた場合に、壁や天井の仕上げが不燃性のものであれば、延焼拡大する速度を遅くすることができる。仕上

げだけでなく下地まで不燃化すれば、その部分を燃えないようにすることもできる。これらにより、建物内部にいる人の避難を容易にできるのである。

第三の目的は着火防止である。壁や天井の仕上げを不燃性のものにすることにより、火源が接触したとき着火しにくくしようということである。

「内装制限」の必要な建築物等

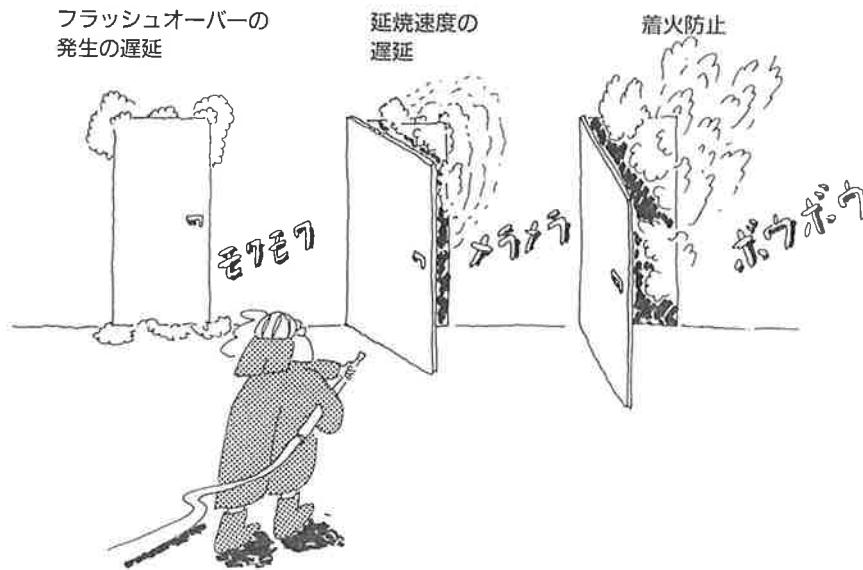
建築基準法第35条の2で、内装制限の対象としてあげているものは、

- ①建築基準法別表第1(い)欄に掲げる用途に供する特殊建築物
- ②階数が3以上である建築物
- ③政令で定める窓その他の開口部を有しない居室を有する建築物
- ④延べ面積が1000m²を超える建築物
- ⑤建築物の調理室、浴室その他の室でかまど、こんろその他火を使用する設備若

しくは器具を設けたものである。

このうち①～④は用途、階数、開放性または面積から見て、火災の危険が大きいと考えられる「建築物」について内装制限を要求しているものである。

⑤はそれ以外の建築物についても「火を使用する部屋」には内装制限を要求す



ビル防火理論上、内装制限の目的は3つある

表 内装制限が要求される特殊建築物

用 途	耐 火 建 築 物	準耐 火 建 築 物	その他の建 築 物
法別表第1(1)欄(1)項に掲げる用途 (劇場、映画館、公会堂、集会場等)	客席の床面積の合計が400m ² 以上のもの	客席の床面積の合計が100m ² 以上上のもの	
法別表第1(1)欄(2)項に掲げる用途 (病院、旅館、共同住宅、寄宿舎等)	3階以上にある当該用途部分の床面積の合計が300m ² 以上のもの	2階にある当該用途部分(病院等は2階に病室がある場合のみ)の床面積の合計が300m ² 以上のもの	当該用途部分の床面積の合計が200m ² 以上のもの
法別表第1(1)欄(4)項に掲げる用途 (百貨店、展示場、キャバレー、バー、遊技場等)	3階以上にある当該用途部分の床面積の合計が1,000m ² 以上のもの	2階にある当該用途部分の床面積の合計が500m ² 以上のもの	

る、という考え方である。

①～⑤だけを見ていると、これらの建築物または室については、すべて内装制限が要求されているように見えるが、実はそうではないことはご存じのとおりである。「……は、政令で定めるものを除くせ者であり、内装制限が要求される建

築物や室を政令でさらに限定しているのである。

内装制限が要求される特殊建築物(①)

内装制限が要求される特殊建築物等を具体的に示しているのが建築基準法施行令第128条の4である。この政令は見出しが「制限を受けない特殊建築物等」となつており、その第1項は、「……政令で定める(内装制限が要求される特殊建築物等から除かれる)特殊建築物は、次に掲げるもの以外のものとする」という、悪名高い二重否定の表現になつてている。内装制限が要求される特殊建築物には、まず表に掲げるものがある(令第128条の4第1項第1号)。これらは、用途、構造、階および床面積から見て火災の際の避難危険度が大きいものであるといつてよいだろう。

これらの用途(法別表第1(1)項、(2)項および(4)項)に供される居室が、地階または地下工作物内にあるような特殊建築物については構造、床面積にかかわらず内装制限の対象になつている(同項第3号)のも、避難危険の観点から來ている

ものであろう。

一方、自動車車庫または自動車修理工場（法別表第1(6)項）については、構造、階、床面積に関係なく内装制限が課されている（同項第2号）が、これは避難危険というより出火危険の観点からの規制に違いない。

法別表第1のその他の用途（3）項（学校、体育館等）および（5）項（倉庫等）については、用途的観点からの内装制限は課せられていない。これらの用途については、避難危険も出火危険もそれほどではない、ということであろうか。

階数が3以上である建築物（②）

「階数が3以上である建築物」のうち、内装制限の対象から除かれるものは、「延べ面積が500m²を超えるもの（学校等の用途に供するものを除く。）以外のもの」（令第128条の4第2項）とされている。

なんともやっかいな表現だが、要するに、「3階建て以上の建築物のうち延べ面積が500m²を超えるものは、学校以外は内装制限の対象になる」ということ

である。これも避難危険の視点からの規制であろう。

延べ面積が1000m²を超える建築物（④）

これも延べ面積が1000m²を超える建築物がすべて内装制限の対象となるのでなく、階数によって差を設けている。

2階建ての場合は、延べ面積が1000m²を超えるば内装制限が課せられるが、1階建ての場合は、延べ面積が300m²を超えて初めて内装制限の対象になるのである（3階建て以上の場合は延べ面積が500m²を超えるものが内装制限の対象になることは前述のとおりである）。この場合でも「学校等」は除かれている。普通の学校等が開放的な広い廊下と簡明なプランを持ち、避難しやすいようになってきている実態を考慮したものであろうが、災害時の行動能力が必ずしも高くなない低学年の児童なども利用することを考えると、選択的に学校ばかり内装制限の対象から除いていることには疑問がないでもない。

内装の制限を受ける調理室等（⑤）

ここで「内装の制限を受ける調理室等」というのは、「調理室、浴室、乾燥室、ボイラー室、作業室その他の室でかまど、こんろ、ストーブ、炉、ボイラ、内燃機関その他火を使用する設備又は器具を設けたもの」（令第128条の4第4項）とされている。

建築基準法施行令第128条の4第4項では、「建築物の調理室、浴室その他の室でかまど、こんろその他火を使用する設備又は器具を設けたもの」のうち、内装制限の対象となるものは2種類に分けられている。

ひとつは、「住宅（事務所、店舗等と兼用のもの（店舗併用住宅）も含む）」であり、

ア 階数が2以上であること

イ 主要構造部が耐火構造でないこと

ウ 「内装の制限を受ける調理室等」が最上階以外の階にあること

の三つの要件を満たしている住宅にある「内装の制限を受ける調理室等」が内装制限の対象とされている。ややもつてま

わった表現だが、要するに「木造2階建て（又は3階建て）の住宅の1階にある火気使用室は内装制限が課せられる」と考えればそう間違いではない。

もうひとつは、住宅以外の建築物に「内装の制限を受ける調理室等」があるケースである。この場合は、この建築物の主要構造部が耐火構造でなければ階数に関係なく「内装の制限を受ける調理室

等」に内装制限が課せられる。

この規制が出火防止の観点からのものであるということはいうまでもないだろう。

無窓の居室を有する建築物(③)

以上の4種類(①、②および④、⑤)については、法律（法第35条の2）で示された内装制限の対象を政令（令第128条

（令第128条の3の2）で無窓の居室の条件を示しているだけで、その他の絞り込みは行っていない。

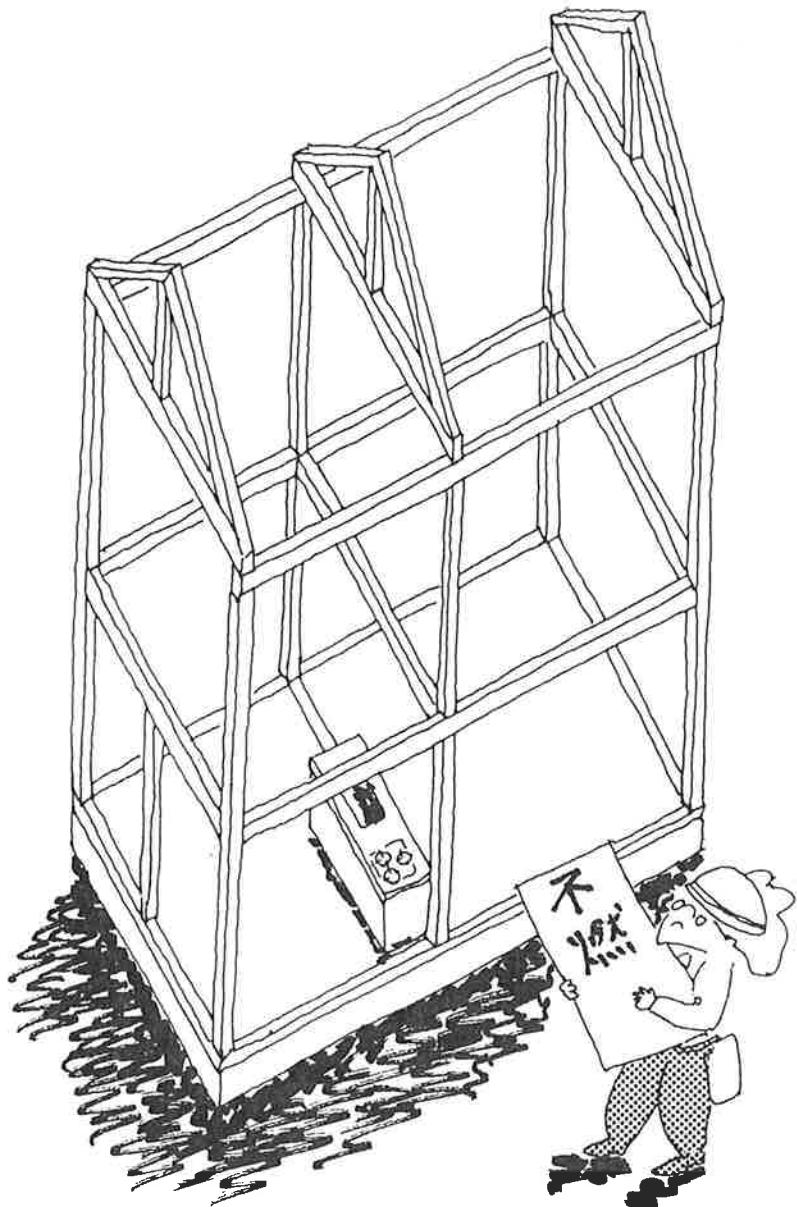
内装制限にかかる無窓の居室は、天井の高さが6m以下の室で、次のいずれかに該当するものとされている（令第128条の3の2）。

ア 床面積が50m²を超える居室で、窓その他開口部の開放できる部分（天井または天井から下方80cm以内の距離にある部分に限る）の面積の合計が、当該居室の床面積の1/50未満のもの

イ 建築基準法第28条（居室の採光及び換気）第1項ただし書きに規定する「温度調整を必要とする作業を行う作業室その他用途上やむを得ない居室」で採光面積が規定どおり取れないもの

これらの条件に該当する無窓の居室を有する建築物については、すべて内装制限の対象になるのである。

この規制も避難危険の視点からのものであろう。



木造2階建て（3階建て）の1階にある火気使用室は内装制限が課せられる